

公益社団法人全国大学保健管理協会評議員候補者選出に関する申し合わせ

- 1 この申し合わせは、公益社団法人全国大学保健管理協会評議員及び評議員会に関する規則第2条第2項の規定に基づき、評議員の選出に関し、必要な事項を定める。
- 2 評議員候補者は、正会員で2年以上大学等の保健管理に従事し、かつ、協会の運営に貢献し、評議員としてこの法人の事業運営を担当するにふさわしい業績を有する者のうちから、地方部会が代表理事に推薦する。
- 3 評議員候補者の推薦に当たって地方部会の幹事会（運営委員会）が評議員候補者を取りまとめる。
- 4 この申し合わせは、各地方部会における推薦方法の原則を示したものであり、地方部会が独自の基準・方法で推薦することを妨げるものではない。
- 5 この申し合わせの改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この申し合わせは、平成24年5月17日から実施する。
- 2 評議員候補者選出に関する申合せ（平成19年6月21日運営に関する検討委員会決定）は、廃止する。

附 則（一部改正）

この申し合わせは、令和6年5月23日から実施する。